

札幌市では、様々な要因により困難を抱えている子どもとその家庭を支援するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画として、平成30年（2018年）3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」、令和6年（2024年）3月に「第2次札幌市子どもの貧困対策計画（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）」を策定し、子どもの貧困対策の推進に取り組んできました。

この間、第1章でも述べたとおり、こども基本法やこども大綱が定められ、市町村は「市町村こども計画」の策定に努めることとされましたが、この場合、子どもの貧困対策計画も一体のものとして作成することができるとされています。

令和6年（2024年）9月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、解消すべき「子どもの貧困」が具体化されるとともに、法律及び市町村計画の題名がそれぞれ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と変更されました。

このたび、「第5次さっぽろ子ども未来プラン」を市町村こども計画に位置付けて策定するに当たり、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」の計画期間を令和11年度（2029年度）までに延長のうえ、第5章「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」として統合し、貧困や格差の解消を図るという共通の方針の下で、子ども・若者及び子育て当事者に向けた施策全般を総合的かつ一体的に推進していきます。

1 現状と課題

（1）子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査により算出される子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得⁵⁸が貧困線⁵⁹に満たない子どもの割合とされています。

令和3年（2021年）の全国の子どもの貧困率は11.5%となっており、およそ8～9人に1人の子どもが、平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。

図5-1 子どもの貧困率の推移（全国）

※ 2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から、更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出している。

出典元：厚生労働省 令和4年国民生活基礎調査

58【等価可処分所得】世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額として用いられる。

117 59【貧困線】国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて中央値を算出したものの半分の金額。

(2) 札幌市の子どもの生活の実態

札幌市では令和3年（2021年）に、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。

この調査では、家庭の暮らし向きや子どもの教育・生活の状況などの調査結果を、5つの所得階層別に集計・把握しています。

<この調査における所得階層区分>

令和元年（2019年）国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられた貧困線を基準として、5つの所得階層区分を独自に設定

所得階層区分	貧困線に対する所得の倍率
低所得層Ⅰ	1.0 倍未満
低所得層Ⅱ	1.0 倍以上 1.4 倍未満
中間所得層Ⅰ	1.4 倍以上 1.8 倍未満
中間所得層Ⅱ	1.8 倍以上 2.5 倍未満
上位所得層	2.5 倍以上

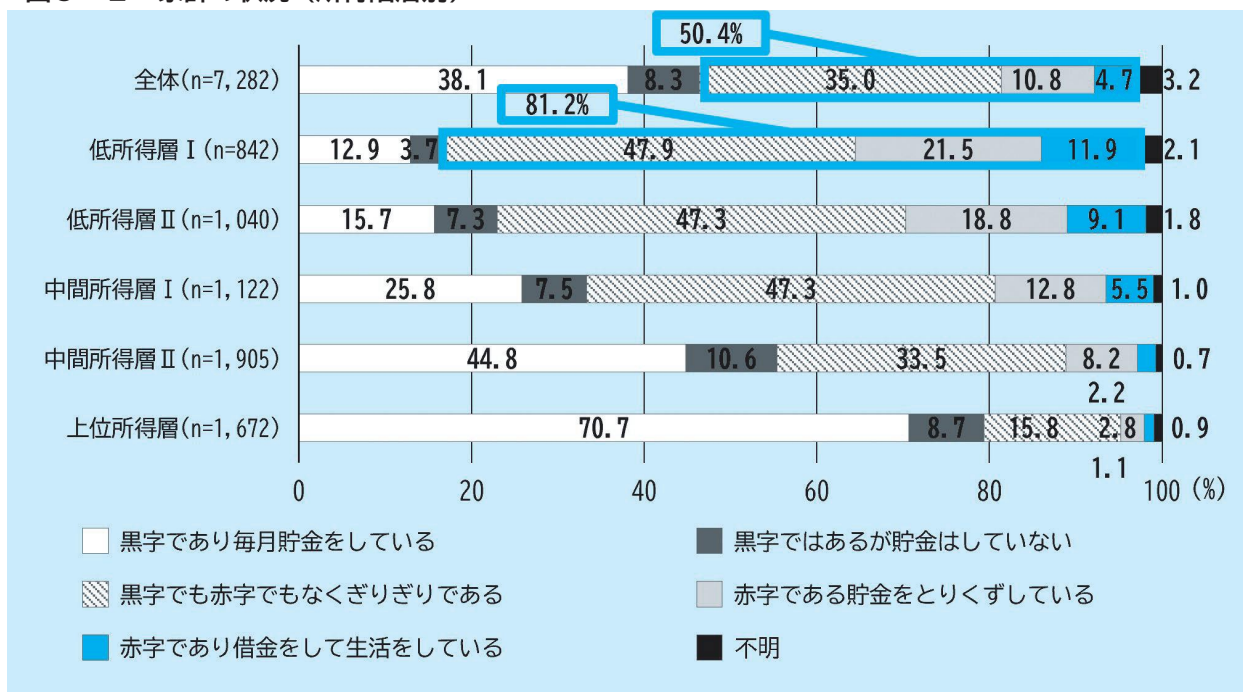
※参考 可処分所得の目安

所得階層区分	2人世帯	3人世帯	4人世帯
低所得層Ⅰ	180 万円未満	220 万円未満	254 万円未満
低所得層Ⅱ	180 ～ 252 万円未満	220 ～ 308 万円未満	254 ～ 356 万円未満
中間所得層Ⅰ	252 ～ 324 万円未満	308 ～ 396 万円未満	356 ～ 457 万円未満
中間所得層Ⅱ	324 ～ 450 万円未満	396 ～ 550 万円未満	457 ～ 635 万円未満
上位所得層	450 万円以上	550 万円以上	635 万円以上

■家計の状況

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金を取りくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、調査対象世帯全体では 50.4% だったのに対し、低所得層Ⅰでは 81.2% と厳しい状況がうかがえます。

図5-2 家計の状況（所得階層別）

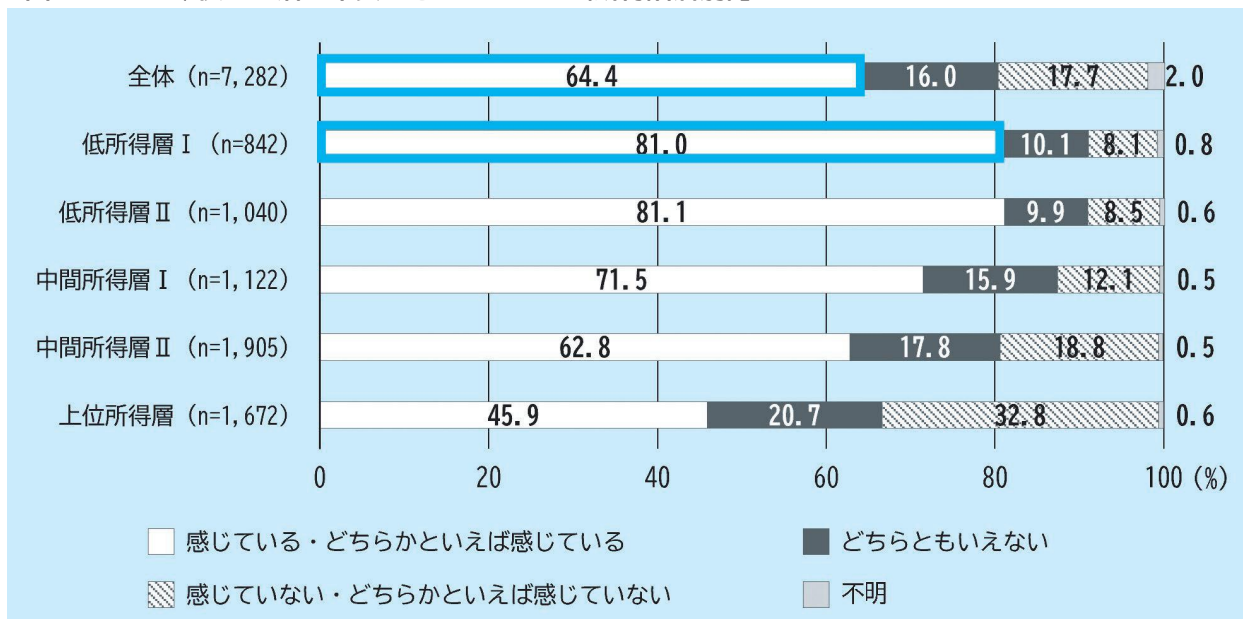


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■今後の生活への不安

今後の生活（経済面・子育てなど）への不安について、「感じている・どちらかといえば感じている」保護者の割合は、世帯全体では64.4%だったのに対し、低所得層Ⅰでは81.0%と高くなっています。

図5-3 「今後の生活に不安を感じているか（所得階層別）」

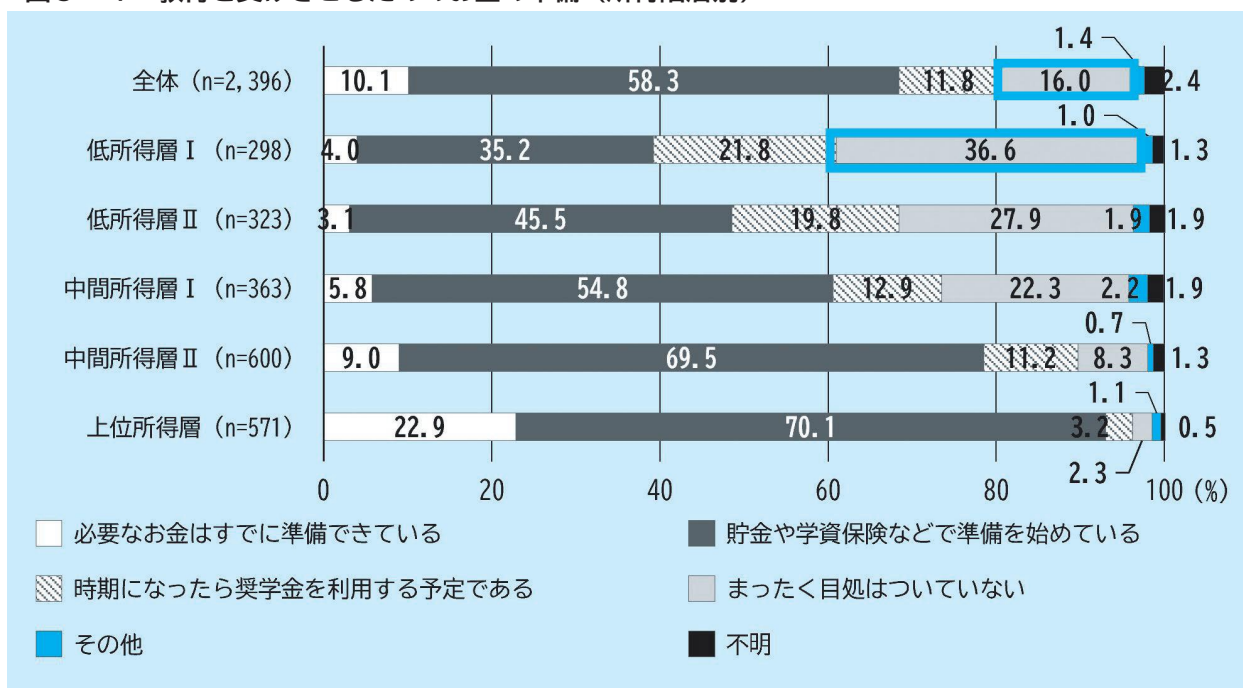


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■進学のための資金

小5、中2の子どもの「教育を受けさせる（進学させる）ためのお金の準備」について、「まったく目処はついていない」保護者の割合は、世帯全体では16.0%だったのに対し、低所得層Ⅰでは36.6%と高くなっています。

図5-4 教育を受けさせるためのお金の準備（所得階層別）

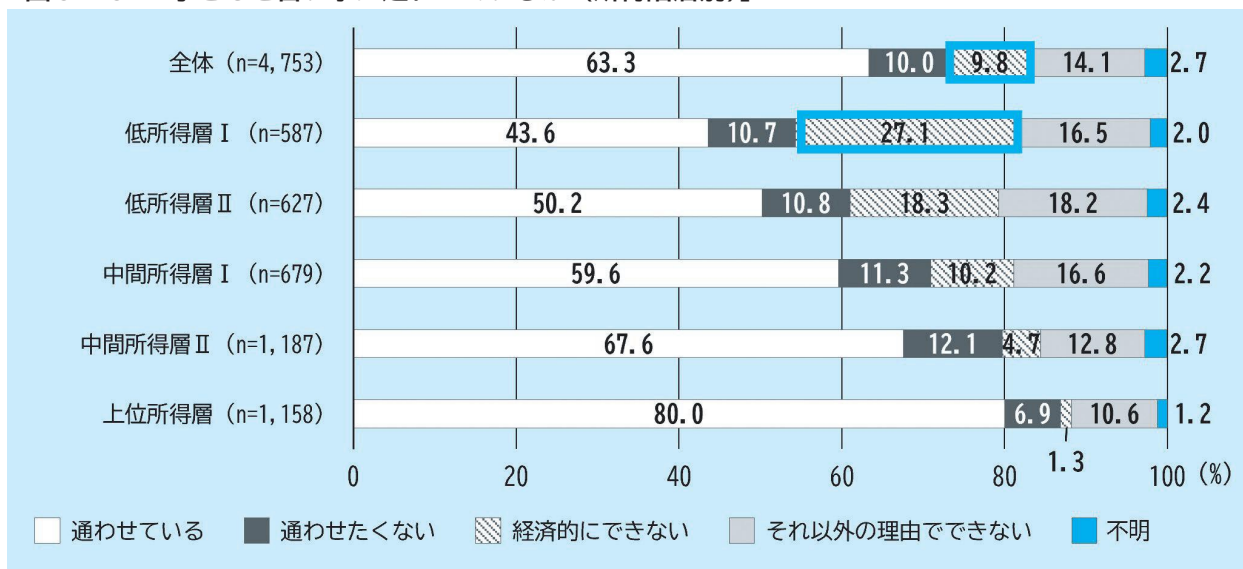


出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■習い事の状況

子どもの習い事について、「経済的に通わせることができない」保護者の割合は、世帯全体では9.8%だったのに対し、低所得層Ⅰでは27.1%と高くなっています。

図5-5 「子どもを習い事に通わせているか（所得階層別）」



出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■子どもの生活と体験・経験

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 基本的な生活習慣が身についていなかったり、家庭生活の中で学ぶべき一般常識を教えられてきていない子どもがいる。
- ・ 経済的困窮状態にある世帯には、貧困の連鎖を断ち切ったモデルケースを知る機会がなく、将来にチャレンジしてみたいという気持ちになれない子どもが多い。
- ・ 自分の家族とは違う大人との触れ合い、家庭ではできない体験ができる機会、居場所があることが重要。

■保護者が子ども・子育ての悩み等を相談する相手（相談相手がいない割合）

子ども・子育ての悩み等を相談する相手について、「相談する相手はいない」保護者の割合は、世帯全体では2.5%だったのに対し、低所得層Ⅰでは5.0%と高くなっています。

図5-6 子ども・子育ての悩み等を相談する相手がいない割合（所得階層別）

出典元：令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査

■保護者の社会的孤立の状況

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 家族の問題は家族で抱え込もうとする傾向が強く、生活が破綻するぎりぎりまで相談しないケースがある。
- ・ シングルマザーや若年層の母が子育てに問題を抱えていることが多いが、支援を嫌がる方もおり、支援につなげることが難しい場合がある。
- ・ 制度やサービスがわからない、申請の仕方がわからない人に対する、窓口への同行などの寄り添い型の支援が必要である。

■特に配慮を要する世帯と若者

《支援者ヒアリングの意見》

- ・ 児童養護施設、ファミリーホーム等を退所した後の支援が重要である。
- ・ 社会的養護下にある子どもが自立する際の経済的支援の充実が必要である。
- ・ 親やきょうだいの面倒を見ているヤングケアラーの子どもがいる。
- ・ 若年女性の中には大人を信用することができない方もおり、相談に来るように勧めてもなかなか支援につながらない。

令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査の詳細は ↓こちら

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/jittaichousa.html>

(3) 実態調査から見えてきた課題

子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、貧困・困難な状況にある子どもと家庭の課題を次のとおり整理しました。

■貧困・困難の把握と支援につなげるうえでの課題

実態調査の結果から、所得が低い世帯やひとり親世帯ほど、相談相手がいない割合や、子育てに関わる制度・サービスなどを知らない割合が高いことが確認されています。

また、困っている認識が薄い世帯や相談することに抵抗を感じている世帯、家庭内のデリケートな問題として周囲の関わりを望まない世帯も存在することが指摘されています。

このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、困難を早期に把握して必要な支援につなげる取組や、制度・サービス、相談窓口などの情報を確実に届ける広報の充実を図っていくことが重要となります。

■子どもの学びと育ちに関する課題

子どもの進学にかかる資金の準備状況や習い事の受講状況などの教育・体験機会、子ども部屋や専用学習機の保有状況などの学習環境に、所得階層の間の差異が確認されています。

また、身近な場所にモデルとなる大人がおらず将来の展望を描きにくい子どもや、放課後を一人で過ごす子どもも少なくありません。

学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援、孤立傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められています。

■子育て家庭の生活に関する課題

実態調査において、家計の状況が「ぎりぎり」又は「赤字」と回答した世帯は約5割でしたが、最も低い所得階層においては8割を超えていること、更に、令和4年度（2022年度）以降の物価上昇も踏まえると、貧困・困難を抱える世帯の生活は一層厳しさを増しています。

所得の状況は、家計への直接的な影響に加えて、保護者の精神的な余裕を失わせ、子どもに手が回らなくなるなど子育て面にも影響を及ぼすことが指摘されています。

全ての子どもと家庭が安心して毎日を過ごすことができるよう、就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、貧困・困難を抱える子育て家庭を生活面からも支えていく必要があります。

■様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者に関する課題

社会的養護のもとで育つ子どもが社会に出ていく際には、措置や委託が解除された後も安定した生活を送ることができるよう、継続的な支援が必要です。

ひとり親世帯は、特に家計の状況が苦しい世帯が多く、生活基盤の安定に向けた支援に加えて必要とする情報や支援が確実に届く仕組みが必要となります。

自立に向き合う若者期においては、進学や就労など社会参加に困難を抱える若者や、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーなど、見えにくい困難を抱える若者がいます。こうした困難を抱える若者には、アウトリーチや伴走型の支援が必要です。

このような様々な背景・要因を持つ子どもと家庭、若者には、その要因と状況に寄り添った丁寧な支援が必要となります。

2 計画の推進

(1) 基本目標

子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく、毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

本計画では、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難を抱える子どもと家庭の背景には様々な要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えます。また、子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施します。

これらの取組を推進することによって、子どもが、貧困により権利利益を害され社会から孤立することなく、毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

(2) 計画の対象

子どもの貧困の状態にある子ども・若者とその家族

(3) 施策の展開に当たっての共通の視点

■支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点

困難を抱える子どもと家庭の中には、制度やサービスを知らない、手続きがわからない、積極的な利用を望まない方々もいます。各施策の展開に当たっては、こうした子どもや家庭があることを意識する視点を持ち、個々の状況に寄り添った支援に取り組んでいきます。

■妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点

子どもの成長は置かれた環境に大きく依存することから、親の妊娠・出産期から家庭内の課題を把握し、支援につなげる必要があります。また、環境が変わる時期に支援が途切れることもあってはなりません。各施策の展開に当たっては、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援をつなげ、社会的自立に移行するまで継続的な視点をもって支援に取り組んでいきます。

■子どもが未来を切り拓く力を育む視点

子どもが生まれ育った環境によって、人間関係や学習環境などに不利や制約を受け、将来の自立に困難な影響が生じることを防がなくてはなりません。各施策の展開に当たっては、子どもが夢と希望を持って成長していくことができるよう、育ちと学びの機会を保障するとともに、体験活動の充実など、子どもが未来を切り拓く力を育む視点をもって支援に取り組んでいきます。

■子どもの貧困の背景にある要因に配慮する視点

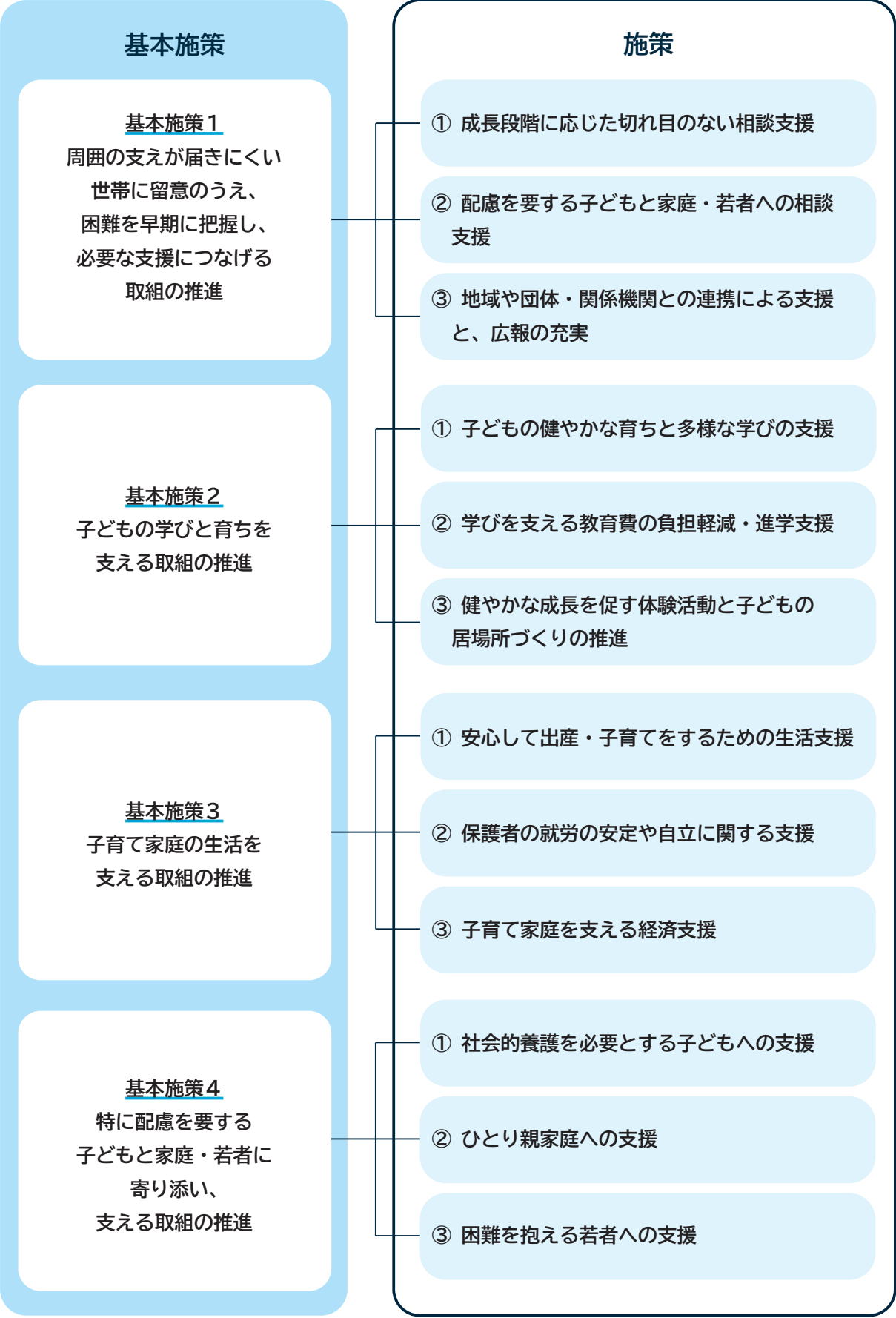
子どもの貧困の状態にある子ども・若者は、疾病、不登校、虐待などの傷つき体験、保護者も、養育力の不足など、様々な背景・要因を抱えている場合が少なくありません。各施策の展開に当たっては、こうした背景と要因に配慮する視点を持ち、多面的な支援に取り組んでいきます。

■社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たっては、子どもの貧困を家庭のみの責任とすることなく、社会全体で解決する意識を強く持つ必要があります。各施策の展開に当たっては、第一に子どもの視点に立って、行政、学校、地域、民間事業者や団体などが連携し、社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進していきます。

(4) 施策体系

基本目標の実現に向け、1(3)(P 122)で整理した課題を踏まえて4つの基本施策を設定し、次の体系に沿って具体的な取組を進めていきます。



(5) 成果指標

基本施策ごとに取組の成果を客観的に把握するため、複数の成果指標を設定します。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	3.5% (令和3年度)	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善した又は改善に向かっている割合	83.4%	90.0%
基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進		
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.0% (令和5年3月)	一般世帯の進学率 ※
基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進		
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合	50.4% (令和3年度)	40.0%
子育てをしていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多し」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%
基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進		
要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合	37.5%	55.0%
働いているひとり親家庭の親（母子家庭）のうち、正社員・正職員の割合	44.3% (令和3年度)	55.0%
若者支援総合センターの総合相談のうち、自立に向けた支援につながった割合	32.6% (令和3年度)	38.0%

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和5年3月：99.1%

3 具体的な施策の展開

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

困難を抱えている世帯が、各種の支援を受けるためには、まずは制度やサービスを知ること、相談窓口や申込先につながる必要があります。

しかしながら、子どもの生活実態調査の結果からは、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、制度やサービス、相談窓口を知らない割合が高いことが分かっており、周囲から貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯があることも把握されています。

子どもの貧困の解消に向けた対策を進めるに当たっては、このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

また、地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

施策① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立への移行期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。こども家庭センターや学校、相談機関など、子どもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

<主な事業・取組（施策1-①）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	妊婦訪問事業	子) 子育て支援部	93
2	地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業	教) 学校教育部	83
3	スクールソーシャルワーカー活用事業	教) 学校教育部	68
4	スクールカウンセラー活用事業	教) 学校教育部	68
5	こども家庭センターの機能の強化	子) 児童相談所 / 子育て支援部	78
6	妊婦支援相談事業	子) 子育て支援部	93
7	妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施	子) 子育て支援部	93
8	産後のメンタルヘルス支援対策	子) 子育て支援部	93
9	母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	子) 子育て支援部	93
10	区保育・子育て支援センターにおける相談支援	子) 子育て支援部	97
11	こそだてインフォメーション	子) 子育て支援部	97
12	利用者支援事業	子) 子育て支援部	97
13	子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子) 子どもの権利 救済事務局	69
14	子どもアシストセンター「LINE」相談	子) 子どもの権利 救済事務局	69
15	思春期特定相談事業	保) 障がい保健福祉部	88
16	民生委員・児童委員活動の支援	保) 総務部	78

※以下、本章の複数の施策の推進に資する事業・取組については、重複して掲載しています

施策② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

経済的に困難な状態にある子ども・若者は、疾病や障がい、不登校、虐待、両親の離婚といった傷つき体験、また保護者も、養育力の不足や、一人で生計維持と家事育児の両方を担うなど、配慮を要する複合的な困難を抱えている場合が少なくありません。

こうした様々な困難を抱える子どもと家庭・若者に対しては、表出した課題にとどまらず、成育環境へのアプローチなども含め、対象者に寄り添った相談支援の充実に取り組んでいきます。

<主な事業・取組（施策1-②）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	妊娠 SOS 相談事業	子) 子育て支援部	94
2	子どものくらし支援コーディネート事業	子) 子ども育成部	66
3	児童相談体制強化事業	子) 児童相談所	78
4	第二児童相談所整備事業	子) 児童相談所	78
5	ヤングケアラー支援推進事業（相談支援事業）	子) 子ども育成部	80
6	ヤングケアラー支援推進事業（交流サロン事業）	子) 子ども育成部	80
7	ヤングケアラー支援推進事業（普及啓発・研修事業）	子) 子ども育成部	80
8	ヤングケアラー支援推進事業 （訪問支援・他法手続同行支援事業）	子) 子ども育成部	80
9	生活困窮者自立支援事業	保) 総務部	110
10	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	子) 児童相談所	78
11	子ども安心ネットワーク強化事業	子) 児童相談所	78
12	子育て世帯訪問支援事業	子) 児童相談所	78
13	特別支援教育地域相談推進事業	教) 学校教育部	68
14	若者支援施設運営管理事業 （困難を有する若者への相談支援事業）	子) 子ども育成部	106
15	ひきこもり対策推進事業	保) 障がい保健福祉部	106
16	困難を抱える若年女性支援事業	子) 子ども育成部	94
17	母子・婦人相談員による相談対応	子) 子育て支援部	115
18	障がい者相談支援事業	保) 障がい保健福祉部	84
19	障がい児等療育支援事業	保) 障がい保健福祉部	84
20	ホームレス自立支援事業	保) 総務部	110
21	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子) 子育て支援部	94

施策③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

複合的な困難を抱える子どもと家庭・若者への支援に当たっては、地域住民・団体や関係機関との間で、適切な情報共有と連携が行われることが重要です。このため、地域における様々な団体や関係機関とのネットワークの形成と強化、幼保小連携など異年齢期の支援接続の推進に取り組めます。

また、困難を抱えている子どもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ICTも活用したわかりやすい広報の充実に取り組んでいきます。

<主な事業・取組（施策1-③）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	子) 子育て支援部	92
2	幼保小連携・接続の推進	教) 学校教育部	95
3	子どものための相談窓口連絡会議（子どもアシストセンター）	子) 子どもの権利 救済事務局	69
4	要保護児童対策地域協議会	子) 児童相談所	78
5	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子) 子ども育成部	106
6	子育て情報発信事業	子) 子育て支援部	97
7	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子) 子育て支援部	116
8	子どもの権利救済に関する普及啓発（子どもアシストセンター）	子) 子どもの権利 救済事務局	69

基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが健やかに育ち、質の高い教育を受け、将来に向かって能力と可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。

子どもの生活実態調査からは、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、学習環境などに、不利や制約が生じていることが把握されています。また、障がいや不登校など複合的な困難を抱え、発達や学びに配慮と支援を必要とする子どももいます。

この基本施策では、子ども一人一人が年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発達・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組めます。

また、全ての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取組を推進していきます。

施策① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援

乳幼児期からの健康診査や発達支援の実施などにより、健やかな発達・発達を促すとともに、一人一人の子どもが家庭の状況などに関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちの支援を進めていきます。

学習に困難を抱える子どもや不登校の子どもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

<主な事業・取組（施策2-①）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	3歳児健診視覚検査事業	子) 子育て支援部	93
2	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	保) 保健所	85
3	不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業	教) 学校教育部	102
4	相談支援パートナー事業	教) 学校教育部	68
5	帰国・外国人児童生徒教育支援事業	教) 学校教育部	75
6	札幌まなびのサポート事業	保) 総務部	69
7	乳幼児健康診査	子) 子育て支援部	93
8	乳幼児健康診査における栄養指導	保) ウェルネス推進部	93
9	歯科口腔保健推進事業	保) ウェルネス推進部	93
10	赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業	子) 子育て支援部	93
11	未熟児養育医療給付	子) 子育て支援部	94
12	結核児童療育給付	子) 子育て支援部	94
13	自立支援医療（育成医療）	子) 子育て支援部	94
14	児童発達支援	保) 障がい保健福祉部	83
15	児童発達支援（医療型）	保) 障がい保健福祉部	83
16	放課後等デイサービス	保) 障がい保健福祉部	84
17	保育所等訪問支援	保) 障がい保健福祉部	84
18	居宅訪問型児童発達支援	保) 障がい保健福祉部	84
19	幼児期における家庭教育支援の充実	教) 学校教育部	112
20	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	教) 学校教育部	99
21	家庭教育支援の充実	教) 生涯学習部	112
22	教職員等への研修	教) 学校教育部	88
23	子どもの学びの環境づくり補助事業	子) 子ども育成部	68
24	市立大通高等学校における支援の充実	教) 学校教育部	106
25	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子) 子育て支援部	115
26	アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	市) 市民生活部	69

施策② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

経済的に困難な状況にある子どもに対して、世帯の収入等に応じ、学校教育にかかる費用の支援を着実に実施します。また、高等学校や大学等への進学に際しては、国や北海道が実施する高等学校等就学支援金や高等教育修学支援新制度と併せて、返済義務のない奨学金などを給付し、進学や技能習得を支援します。

加えて、通学に要する費用の助成などを通じて、子どもの学びを経済面から支えていきます。

<主な事業・取組（施策2-②）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	札幌市奨学金支給事業	教) 学校教育部	100
2	就学援助	教) 学校教育部	109
3	特別支援教育就学奨励費	教) 学校教育部	83
4	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成事業	教) 学校教育部	109
5	札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業	教) 学校教育部	109
6	高等学校定時制課程教科用図書給与事業	教) 学校教育部	99
7	札幌市特別奨学金の支給	子) 子育て支援部	100
8	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金	子) 児童相談所	79
9	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料・入学金の減免）	政) 政策企画部	104

施策③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

子どもの頃の体験活動は、自尊感情や自立心、協調性など、社会で生き抜く力を得るための糧となり、人生を豊かにする基盤となります。このため、多様な体験活動や、外遊びに接する機会を持てるよう支援し、子どもの健やかな成長を促していきます。

また、子どもが放課後を安心して過ごすことができる児童会館等の整備や、放課後児童健全育成事業の充実を図っていくとともに、子ども食堂をはじめとする多様な地域の居場所（サードプレイス⁶⁰）づくりへの支援も進めていきます。

<主な事業・取組（施策2-③）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	子どもの職業体験事業	子) 子ども育成部	73
2	地域学校協働活動推進事業	教) 生涯学習部	73
3	野外教育総合推進事業	教) 生涯学習部	73
4	子どもの居場所づくり支援事業	子) 子ども育成部	69
5	札幌まなびのサポート事業	保) 総務部	69
6	プレーパーク推進事業	子) 子ども育成部	73
7	子どもの体験活動の場推進事業	子) 子ども育成部	73
8	少年団体活動促進事業	子) 子ども育成部	72
9	進路探究学習オリエンテーリング事業	教) 学校教育部	73
10	子どもの文化芸術体験事業	市) 文化部	74
11	ウインタースポーツ普及振興事業	ス) スポーツ部	73
12	児童会館整備事業	子) 子ども育成部	100
13	民間児童育成会への支援事業	子) 子ども育成部	100
14	児童会館・ミニ児童会館事業	子) 子ども育成部	100
15	放課後子ども教室運営事業	子) 子ども育成部	100
16	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子) 子育て支援部	115
17	札幌国際芸術祭（SIAF スクール）	市) 文化部	74

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

子どもが将来に向かって健やかに成長していくうえで、全ての子育て家庭がニーズに応じた支援を受け、安心して子育てできる環境が必要です。

この基本施策では、保護者の状況に応じた保育サービスの提供や、子育てに不安や困難を抱える家庭に対するサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。

また、国が実施する児童手当の拡充のほか、子ども医療費助成の対象拡大など札幌市独自の子育て家庭への経済的負担軽減策に取り組んでいきます。

施策① 安心して出産・子育てをするための生活支援

全ての子育て家庭と妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期まで、各ステージに応じた支援や負担の軽減を図るとともに、地域における子育て支援の場や機会の充実に取り組みます。

また、保育所等の整備などによる必要な保育の受け皿の確保や、一時預かりなど保護者の状況に応じた多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の生活を支えていきます。

<主な事業・取組（施策3-①）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	産後ママの健康サポート事業	子) 子育て支援部	93
2	産後ケア事業	子) 子育て支援部	93
3	病児・病後児保育事業	子) 子育て支援部	96
4	保育人材確保緊急対策事業	子) 子育て支援部	95
5	妊婦一般健康診査	子) 子育て支援部	93
6	助産施設における助産の実施	子) 子育て支援部	94
7	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	子) 子育て支援部	97
8	私立保育所等整備補助事業	子) 子育て支援部	95
9	休日保育事業	子) 子育て支援部	96
10	夜間保育事業	子) 子育て支援部	96
11	延長保育事業	子) 子育て支援部	96
12	一時預かり事業	子) 子育て支援部	96
13	保育所等の利用調整	子) 子育て支援部	110
14	市立幼稚園預かり保育事業	教) 学校教育部	96
15	教育・保育の質の向上（研修実施等）	子) 子育て支援部	95
16	子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業	子) 子育て支援部	97
17	子育て短期支援事業	子) 児童相談所	79
18	民間児童育成会への支援事業	子) 子ども育成部	100
19	児童会館・ミニ児童会館事業	子) 子ども育成部	100
20	放課後子ども教室運営事業	子) 子ども育成部	100

施策② 保護者の就労の安定や自立に関する支援

経済的に特に厳しい状況にある家庭に対しては、家計の再建など暮らし向きの安定に向けた支援を行うとともに、就労に困難を抱えている保護者に対しては、個々の状況に応じた多様な支援を行い、就労の安定と向上、経済的な自立を支えていきます。

また、事業者に対しても、育児休業者の代替雇用や子の看護等休暇の有給化などの取組を支援し、就労と子育てを両立しやすい環境の整備を進めていきます。

<主な事業・取組（施策3-②）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	生活困窮者自立支援事業	保) 総務部	110
2	就労ボランティア体験事業	保) 総務部	110
3	育児休業等取得助成事業	子) 子ども育成部	114
4	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104
5	ワークトライアル事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104
6	生活保護	保) 総務部	110
7	就労支援相談員	保) 総務部	110
8	就業サポートセンター等事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104

施策③ 子育て家庭を支える経済支援

妊娠期から子育て期を通して児童手当をはじめとする手当等の給付を行うとともに、医療費などの負担軽減策を拡大し、子育て家庭への経済的な支援を強化していきます。

また、住まいの面でも子育て家庭が安心して生活できるよう、市営住宅への優先的な入居や、住宅の確保を支援します。

<主な事業・取組（施策3-③）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	産前産後期間の国民健康保険料軽減制度	保) 保険医療部	107
2	子ども医療費助成	保) 保険医療部	107
3	ひとり親家庭等医療費助成	保) 保険医療部	116
4	第2子以降の保育料無償化事業	子) 子育て支援部	108
5	児童手当の支給	子) 子育て支援部	108
6	住宅確保要配慮者居住支援事業	都) 市街地整備部	79
7	妊婦のための支援給付及び伴走型相談支援の一体的実施	子) 子育て支援部	93
8	特別児童扶養手当	保) 障がい保健福祉部	108
9	障害児福祉手当	保) 障がい保健福祉部	108
10	小児慢性特定疾病医療費支給	保) 保健所	85
11	認可外保育施設等利用給付事業	子) 子育て支援部	108
12	実費徴収に係る補足給付事業	子) 子育て支援部	108
13	未就学児に対する国民健康保険料軽減制度	保) 保険医療部	107
14	市営住宅の単身入居対象者の拡大	都) 市街地整備部	88
15	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	都) 市街地整備部	105
16	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	保) 総務部	110

基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

経済的な困難を抱える子どもと家庭・若者の背景には、様々な社会的な要因が存在します。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていけるよう、支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

また、就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

施策① 社会的養護を必要とする子どもへの支援

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、可能な限り家庭的な環境で養育されるよう、里親等の担い手の確保や、グループホームなどの施設の整備・充実を進めていきます。

また、社会的養護のもとで育つ子どもの進学や就労を、措置・委託中から支援するとともに、退所等の後も、生活基盤の確立に向けた相談や支援を必要に応じて継続し、社会的養護を経験した若者の自立を支えていきます。

<主な事業・取組（施策4-①）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	里親制度促進事業	子) 児童相談所	79
2	社会的養護自立支援事業	子) 児童相談所	79
3	児童相談体制強化事業	子) 児童相談所	78
4	社会的養護体制整備事業	子) 児童相談所	79
5	児童養護施設等体制強化事業	子) 児童相談所	79
6	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付金	子) 児童相談所	79
7	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	子) 児童相談所	78
8	子ども安心ネットワーク強化事業	子) 児童相談所	78

施策② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の保護者に対しては、子育てをしながら、収入面・雇用面でより安定した職に就けるよう、資格の取得や就職・転職活動を支援します。併せて、手当等の給付や医療費の負担軽減などを着実に実施するほか、養育費の確保に向けた相談・支援を強化します。

また、生活環境の急変や学習・進学に対する支援などにより、家庭全体の暮らしを支えていきます。

<主な事業・取組（施策4-②）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ひとり親家庭等医療費助成	保) 保険医療部	116
2	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	子) 子育て支援部	116
3	母子生活支援施設の運営	子) 子育て支援部	115
4	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子) 子育て支援部	116
5	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金貸付制度及び住宅支援資金貸付制度	子) 子育て支援部	116
6	児童扶養手当の支給	子) 子育て支援部	108
7	災害遺児手当及び入学等支度資金	子) 子育て支援部	109
8	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子) 子育て支援部	116
9	養育費及び親子交流（面会交流）の相談・啓発	子) 子育て支援部	116
10	母子・婦人相談員による相談対応	子) 子育て支援部	115
11	ひとり親家庭支援センター運営事業	子) 子育て支援部	115
12	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子) 子育て支援部	115

13	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	子) 子育て支援部	115
14	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	子) 子育て支援部	116
15	就業サポートセンター等事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104
16	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	子) 子育て支援部	116
17	困難を抱える女性への相談体制強化事業	子) 子育て支援部	94

施策③ 困難を抱える若者への支援

対人関係や働くことに不安や悩みを抱えている若者への相談支援や、就労準備プログラムの実施のほか、高校を中退した若者等に対しては高校卒業程度の学力の習得支援を行います。

ひきこもりやヤングケアラー、困難を抱える若年女性など、特に配慮を要する見えにくい困難を抱えている若者に対しては、発見し、つながりをつくったうえで、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の取組を進めていきます。

<主な事業・取組（施策4-③）>

No.	事業・取組名	担当部	掲載ページ
1	ヤングケアラー支援推進事業（相談支援事業）	子) 子ども育成部	80
2	ヤングケアラー支援推進事業（交流サロン事業）	子) 子ども育成部	80
3	ヤングケアラー支援推進事業（普及啓発・研修事業）	子) 子ども育成部	80
4	ヤングケアラー支援推進事業（訪問支援・他法手続同行支援事業）	子) 子ども育成部	80
5	若者支援施設運営管理事業（困難を有する若者への相談支援事業）	子) 子ども育成部	106
6	若者支援施設運営管理事業（中学校卒業者等進路支援事業）	子) 子ども育成部	106
7	若者の社会的自立促進事業	子) 子ども育成部	106
8	公立夜間中学運営事業	教) 学校教育部	68
9	市立大通高等学校における支援の充実	教) 学校教育部	106
10	若者支援施設運営管理事業（社会体験機会創出事業）	子) 子ども育成部	106
11	ワークトライアル事業	経) 経営支援・雇用労働担当部	104
12	障がい者就労支援推進事業	保) 障がい保健福祉部	84
13	ひきこもり対策推進事業	保) 障がい保健福祉部	106
14	困難を抱える若年女性支援事業	子) 子ども育成部	94